

総合評価方式における配置予定技術者の変更について

総合評価方式（技術力評価型・特別簡易型）における配置予定技術者について、下記のとおり、入札案件希望申込時から契約までの間について変更できることといたします。

記

1. 変更できる条件等

新たな配置予定技術者により得られる技術点又は施工能力点（以下「技術点等」という。）の合計が、入札案件希望申込時に届け出た配置予定技術者により得られる技術点等の合計以上であることとします。

配置予定技術者を変更できる期間は、入札案件希望申込後から契約するまでの間とし、1回限りとします。ただし、ヒアリングを実施する案件についてはヒアリング実施後の変更はできません。

変更後の配置予定技術者による技術点等が変更前のそれを上回っても、点数の増加は認めません。

2. 変更手続き

「配置予定監理技術者等変更届」と総合評価方式における公表事項で求めている配置予定技術者に係る書類を期日までに窓口に提出してください。

3. 重複申し込みの取扱い

同一の配置予定技術者による2件以上の入札案件の申し込みは可能とします。先に開札があった案件において契約することが決定した場合、どちらかの案件において前項の条件を満たす配置予定技術者に変更することになります。後の案件に係る技術者を手配できない場合は、入札案件希望申し込みの差し戻し、又は指名の取消をすることになります。

3. 施行日

平成26年6月1日以降に公表を行う案件から適用します。